


大韓民国における 捜査手法、刑事司法制度等の概要 (海外制度調査報告)



大韓民国

人口: 約4,830万人 (2009年)
 警察機関(国家警察)
 警察庁、地方警察庁(16庁)等
 警察官: 9万9,554人 (2009年)
 その他、情報機関(国家情報院)あり

韓国刑事司法の特色

※ 数値は特記無ければ2008年のもの

犯罪の発生

犯罪発生率

刑法犯認知件数 89万7,536件 (日本の0.5倍)
 人口10万人あたり 1,812人 (日本の1.3倍)
 殺人1,120件(日本1,297件、人口比で日本の2.3倍)

捜査

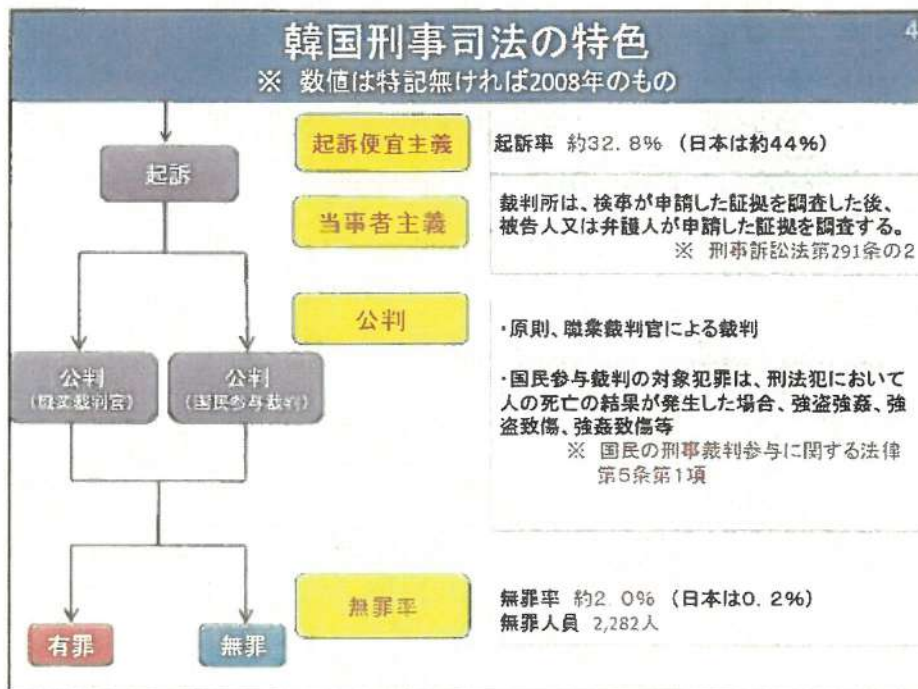
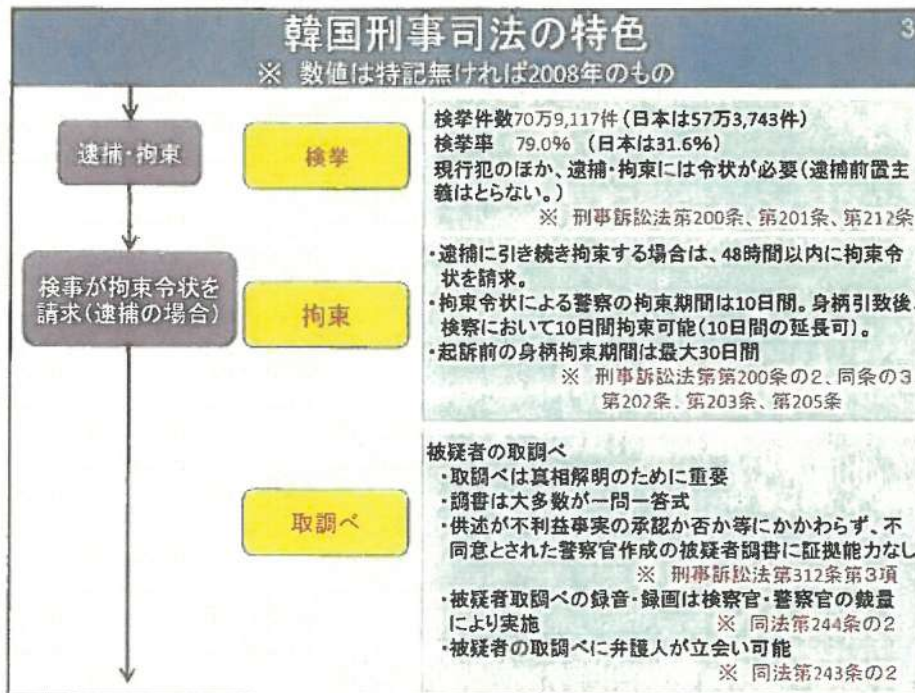
- ・捜査の主体は検事
- ・警察は検事の指揮を受けて捜査を行う
※ 刑事訴訟法第195条、第196条
- ・任意捜査が原則 ※ 同法第199条第1項

捜査手法等

- ・司法傍受・会話傍受可能
※ 通信秘密保護法に規定
- ・DNAデータベース(2010年7月運用開始、データ数不明)
- ・殺人、強盗、強姦・強制わいせつ等の11類型の犯罪により拘束された者、刑の宣告を受けた者等から採取可能
- ・原則、裁判官の令状が必要
※ DNA身分確認情報の利用及び保証に関する法律に規定

ほかに、

- ・性犯罪者等に対する位置追跡電子監督制度
- ・国家安保のための傍受
- ・満17歳以上の全国民の指紋登録制度により登録された指紋の捜査活用等



警察の刑事司法に関する権限等

5

警察の捜査等に関する権限等

- 韓国の警察は国家警察
- 行政安全部長官の下に警察庁、警察庁の任務を地域的に分担して遂行するため、特別市長・広域市長・道知事の下に地方警察庁、地方警察庁長の下に警察署

(警察法第2条第2項)

- 捜査手法に関する権限
刑事訴訟法(取調べ、逮捕、捜索等)、通信秘密保護法(通信傍受)、DNA身分確認情報の利用及び保護に関する法律(DNA鑑識資料の採取)等

警察と検察の関係

- 捜査の主体は検事。警察は検事の指揮をうけて捜査を行う。(刑事訴訟法第196条)
- 公訴の提起は検事の任務(同法第246条)
- 検事は、犯罪の嫌疑あると思料するときは、犯人、犯罪事実及び証拠を捜査しなければならない。(同法第195条)

取調べの役割・比重

6

取調べの意義

- 検事又は司法警察官は、捜査に必要であるときは、被疑者の出頭を要求して陳述を聞くことができる。(刑事訴訟法第200条)
- 取調べは、刑事事件の真相を明らかにするために重要
※ ただし、取調べにより、供述調書が作成された回数について、以下のような調査あり。
 - ・ 1回 ~ A警察署68.5% B警察署80.6%
 - ・ 2回以内 ~ A警察署89.5% B警察署87.3%

被疑者の取調べに関する主要な規定

- 被疑者を尋問する際、
 - ・ 一切の陳述をしない、又は個々の質問に対して陳述しないことができること
 - ・ 陳述しなくとも不利益を受けないこと
 - ・ 陳述を拒否する権利を放棄して行った陳述は、有罪の証拠として使用できること
 - ・ 尋問を受ける際は、弁護人の立会い等、弁護人の助力を受けることができることを告知しなければならない。(刑事訴訟法第244条の3第1項)

取調べの役割・比重

7

被疑者の取調べに関する主要な規定

- 尋問を行う際は、検事は検察庁捜査官等を、司法警察官は司法警察官吏を立ち合わせなければならない。(刑事訴訟法第243条)
- 警察官は、原則として、午前0時から6時までの深夜に取調べを行ってはならない。(人権保護のための警察官職務規則第64条)

被疑者の取調べの弁護人の立会い

- 検事又は司法警察官は、被疑者又は弁護人等の申請により、正当な事由※がない限り、尋問に立ち合わせなければならない。(刑事訴訟法第243条の2第1項)
※ 正当な事由について、判例では、「弁護人が取調べを妨害したり、捜査機密を漏えいするおそれが客観的に明白な場合等をいう。」としている。
(大法院2008.9.12 자2008호.793決定)
- 実施件数(2009年)～検察962件
(参考)2008年中の総検挙人員 232万2,822人

取調べの役割・比重

8

供述調書の様式

- 調書の様式は、大多数が一問一答式
※ 取調べの全過程における取調べ官と被疑者との問答対話を全て録取されるわけではなく、結局、供述の重要部分のみが要約。問答式で調書を作成しても、最終的には取調べ官の認識に基づいて調書化されるため、その主観的要素を排除することは限界等の指摘あり。

取調べ環境(警察)

○ 事務室(オープンスペース)の状況



○ 映像録画室(個室)の状況



取調べの録音・録画

録音・録画導入の背景

- 2008年1月から法制化
目的 ～ 捜査手続の適法性及び透明性の保障、人権侵害の防止、検事作成に係る被疑者調書の証拠能力の補完等
(法務部「改正刑事訴訟法」2007年、120P、229P)

供述調書の証拠能力

- 検事が被告人となった被疑者の陳述を記載した調書は、適法な手続及び方式により作成されたものであって、被告人が陳述した内容と同一に記載されていることが公判準備又は公判期日における被告人の陳述により認定され、この調書に記載された陳述が特に信用できる状態で行われたことが証明されたときに限り、証拠とすることができる。
(刑事訴訟法第312条第1項)
- 第1項にかかわらず、被告人がその調書の成立の真正を否認した場合は、その調書に記載された陳述が被告人が陳述した内容と同一に記載されていることが映像録画物、その他客観的方法により証明され、その調書に記載された陳述が特に信用できる状態においてなされたことが証明された場合に限り、証拠とすることができる。
(刑事訴訟法第312条第2項)

取調べの録音・録画

供述調書の証拠能力

- 検事以外の捜査機関が作成した被疑者尋問調書は、適法な手続及び方式により作成されたものであって、公判準備又は公判期日に、その被疑者であった被告人又は弁護人がこの内容を認めたときに限り、証拠とすることができる。
(刑事訴訟法第312条第3項)
- 検事又は司法警察官が被告人ではない者の陳述を記載した調書は、適法な手続及び方式により作成されたものであって、その調書が検事又は司法警察官の前で陳述した内容と同一に記載されていることが、原陳述の公判準備又は公判期日における陳述、又は映像録画物又はその他の客観的方法により証明され、被告人又は弁護人が、公判準備又は公判期日にその記載内容に関して原陳述者を尋問することができたときは、証拠とすることができる。ただし、この調書に記載された陳述が、特に信用できる状態においてなされたことが証明されたときに限る。
(刑事訴訟法第312条第4項)

取調べの録音・録画

11

供述調書の証拠能力

	被告人	参考人
映像録画物によって真正成立の立証可能な調書	検面のみ	検面及び員面

映像録画物の証拠能力

- 映像録画物に独立した証拠能力なし。
 - ※ 映像録画物を独立証拠として使用することについて争いあり(裁判所は消極、検察は積極)。
- 映像録画物は、調書の真正成立の立証、及び被告人等の記憶喚起に使用可能。

(刑事訴訟法第312条第2項・第4項、第318条の2第2項)

取調べの録音・録画

12

捜査官の裁量による実施

- 被疑者の陳述は映像録画できる。この場合、予め映像録画事実を告げなければならず、取調べの開始から終了までの全過程及び客観的状況を映像録画しなければならない。

(刑事訴訟法第244条の2第1項)
 - 被疑者に対する第1回及び第2回の取調べ時は映像録画せずに取調べを行ったが、第3回の取調べから映像録画した場合、この映像録画物の使用は許容される。
 - 当該取調べにおいて、意図的に取調べ過程の一部のみを選別し、映像録画する方法は許されない。

(法務部「改正刑事訴訟法」2007年、124P)
- ※ 刑事訴訟法の改正に係る国会審議過程において、全ての取調べ過程を録音・録画すべきとの意見があったが、映像録画物は調書の真正成立の証明のために使用するものであるから、全ての取調べを録音・録画する必要がないなどの理由から、同意見は採用されず。
- (法務部「改正刑事訴訟法」2007年、123・124P)

取調べの録音・録画

13

実施状況(2009年)

- 警察～7万3,371件(うち被疑者取調べは5万224件)
- 検察～5万3,555人(うち被疑者は4万4,907人)

※ 検察の統計は2009年3月～12月

※ 警察・検察ともに延べ数(例えば1人の被疑者について3回録音・録画を行った場合、警察～3件、検察～3名とカウント)

(参考)2008年中の総検挙人員 232万2,822人

取調べの技術とその伝承方法

14

- 警察 ～ 2006年2月、「取調べ技法専門課程」(1週間)を新設。警部級以下の捜査部門の職員が参加し、取調べの実習等を行う。
- 検察 ～ 2010年2月、大検察庁において「調査尋問原理核心原理実務マニュアル」を開発。同年7月、取調べに関する教育・研究開発のため、法務研修院に陳述証拠分析センターを設置。

裁判における事実認定の状況

証拠裁判主義

- 事実の認定は証拠によらなければならない。(刑事訴訟法第307条第1項)
- 犯罪事実の認定は、合理的な疑いがない程度の証明がなされなければならない。(同法第307条第2項)

裁判における事実認定の状況

15

当事者主義

- 裁判所は、検事が申請した証拠を調査した後、被告人又は弁護人が申請した証拠を調査する。(刑事訴訟法第291条の2)

自由心証主義

- 証拠の証明力は、裁判官の自由判断による。(刑事訴訟法第308条)

違法収集証拠の排除

- 適法な手続によらずに収集した証拠は証拠とすることができない。
(刑事訴訟法第308条の2)

裁判における事実認定の状況

16

国民参与裁判(2008年1月導入)

- 国民参与裁判の対象犯罪は、刑法犯において人の死亡の結果が発生した場合、強盗強姦、強盗致傷、強姦致傷等
(国民の刑事裁判参与に関する法律第5条第1項)
- 国民参与裁判と職業裁判官による裁判の選択は、被告人の判断
(同法第8条第1項)
- 陪審員(原則として7人又は9人)は事実認定、法令適用及び量刑に関して意見を述べる(この意見は裁判所を拘束しない。)(同法第46条第5項)
- 裁判所は、陪審員の評決と異なる判決を宣告するときは、判決書にその理由を説明しなければならない。(同法第49条第2項)
- 2008年中の実施件数は60件(第1審刑事公判事件総数は26万8,572件)、うち無罪6件(一部無罪2件を含む。)。無罪率10%

取調べ以外の捜査手法等

17

犯罪捜査のための傍受(通信傍受・会話傍受)

- 傍受の主体は、検事又は司法警察官
- 対象犯罪※の計画、実行、又は実行したと疑うに足る十分な理由があり、他の方法によってはその犯罪の実行の阻止、犯人の逮捕、又は証拠の収集が困難な場合に実施可能（通信秘密保護法第5条第1項、第6条第1・2項）
 - ※ 対象犯罪は、公務員の職務に関する犯罪、放火、殺人、脅迫、略取誘拐、強姦、窃盗、強盗、恐喝、薬物犯罪、銃器犯罪等多岐の犯罪
- 検察官の申請により裁判官の令状を得て実施
- 傍受の期間は2か月だが、2か月の範囲内で延長可能（同法第6条第7項）
- 実施件数は非公開とされている。

取調べ以外の捜査手法等

18

国家安保のための傍受(通信傍受・会話傍受)

- 傍受の主体は情報捜査機関の長
- 国家安全保障に対する相当な危険が予想され、この危害を防止するためにこれに関する情報収集が特に必要な場合に実施可能（通信秘密保護法第7条第1項）
- 通信の一方又は双方が韓国国民であるときは、高等裁判所部長判事の許可を得て、その他の場合は、書面で大統領の承認を得て実施（同法第7条第1項）
- 傍受の期間は4か月だが、4か月の範囲内で延長可能（同法第7条第2項）
- 実施件数は非公開とされている。

取調べ以外の捜査手法等

19

DNAデータベース

- 2010年7月、「DNA身分確認情報の利用及び保護に関する法律」施行、DNAデータベースを運用開始
- 法の目的は、犯罪捜査及び犯罪予防に貢献し、国民の権益を保護すること。
(DNA身分確認情報の利用及び保護に関する法律第1条)
- 運用機関は、検察総長及び警察庁長官 (同法第4条第1項、第2項)
※ 検察・警察において取得されたデータは、「DNA人跡管理システム」に統合して運用。
- 殺人、略取・誘拐、強姦・強制わいせつ、強・窃盗、薬物犯罪等11類型の犯罪により拘束された者、刑の宣告を受けた者等から採取可能 (同法第5条、第6条)
- 原則、裁判官の令状が必要(採取対象者が同意した場合は不要) (同法第8条)

取調べ以外の捜査手法等

20

性犯罪者等に対する位置追跡電子監督制度

- 性暴力犯罪、未成年者誘拐、殺人を犯し、再犯のおそれのある者の身体に電子装置を付着して常にその行動を追跡
- 検事の請求により、裁判所が付着命令を宣告
(特定犯罪者に対する位置追跡電子装置等に関する法律第5条、第9条)
- 裁判所は、付着命令の宣告時、次の遵守事項を定めることができる。
 - ・ 特定時間帯の外出制限、特定地域への出入禁止、居住地域の制限、特定人への接近禁止等 (同法第9条の2)
- 付着期間は最長30年 (同法第9条)
- 電子装置を身体から分離するなどした場合7年以下の懲役又は200万ウォン以下の罰金 (同法第14条、第38条)
- 行動を追跡した資料は、捜査及び裁判に使用可能 (同法第16条第2項)
- 2010年6月23日まで、被付着者はのべ607名、うち再犯者は1名(再犯率0.17%)
(ソウル保護観察所提供の資料による。)

取調べ以外の捜査手法等

21

満17歳以上の全国民の指紋登録制度

- 住民登録法により、満17歳以上の全国民が指紋を登録
- 警察庁において、1975年から、全ての17歳以上の国民が、住民登録証の発給を受ける際に自治体に提出する住民登録証発給申請書(姓名、写真、住民登録番号、住所、十指指紋等が記載されたもの。)を一括管理し、データベース化して、犯罪捜査及び各種自然災害、大規模事件事故が発生した際の身元確認等に利用

(2010年警察白書177・178P)

取調べ以外の捜査手法等

22

CCTVの活用

- 警察では、犯罪予防及び犯人検挙のため、地方自治体と協議して防犯用CCTVの設置を推進(2009年末現在、全国で20,822台設置)。

(2010年警察白書99P)

警察署におけるCCTVによる取替り等の状況



警察署からカメラの遠隔操作可能

警察署管内におけるCCTVの設置状況



防犯用、廃棄物投棄取替り用、学校周辺に設置されたCCTV等を警察が運用

刑事訴訟法等改正案

- 法務部が、2010年12月、グローバルスタンダードに符合する刑事司法制度の導入のための刑事訴訟法等改正案を公表。
 - ※ 2009年3月に、刑事法学者8名、実務家3名から成る「刑事法改正特別分科委員会」(法務部長官の諮問委員会)を設置し、改正案について検討。

- 背景に、近年、(被疑者取調べ時の弁護人立会いの法制化等)人権保護のための制度が拡充された反面、捜査の効率性確保等の方策がおろそかになり、汚職や組織犯罪等の構造的・知能的犯罪に適切に対処できていないとの現状認識。

刑事訴訟法等改正案

- 導入が検討されているもの
 - 司法協助者の訴追免除及び刑罰減免
犯罪の究明に寄与した程度により、訴追を免除、又は刑を減免。
 - 重要参考人の出頭義務化
死刑、無期、長期5年以上の犯罪の究明に重要な事実を知っている参考人が、2回以上、正当な理由なく出頭に応じない場合、令状により拘引。
 - 司法妨害罪
「虚偽陳述罪」を新設し、捜査機関に対し、参考人が虚偽陳述をした場合に処罰できることとする等。
 - 刑事裁判への被害者参加制度
 - 映像録画物への独立した証拠能力の付与